

安城市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第15項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和5年4月4日

安城市監査委員 中西 肇

安城市監査委員 野場 慶徳

- 1 令和5年安城市監査公表第2号（公表日令和5年1月26日）関係分
- 2 措置の状況 秘書課（令和5年1月31日現在の措置状況）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
業務委託契約において、契約書に定めているセキュリティ関連書類の提出を受けていなかったため、適切な事務執行に努められたい。
措置状況
1月27日に、セキュリティ関連書類の提出を受注者に求め、書類を受領した。また、契約締結時にセキュリティ関連書類等が揃っているか確認するとともに、上席者も初回打合時等で書類提出について確認することとし、1月31日に課内へ周知した。